○国土交通省告示第九百十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、東京港埠頭株式会社から港湾管理者が東京都である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧の開始の日

平成二十五年十月七日

二　縦覧の場所及び縦覧の時間

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地（横浜第二合同庁舎十四階）　関東地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後八時まで

○国土交通省告示第九百十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、川崎臨港倉庫埠頭株式会社から港湾管理者が川崎市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧の開始の日

平成二十五年十月七日

二　縦覧の場所及び縦覧の時間

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）　国土交通省港湾局港湾経済課　午前九時三十分から午後六時十五分まで

横浜市中区北仲通五丁目五十七番地（横浜第二合同庁舎十四階）　関東地方整備局港湾空港部港湾管理課　午前九時十五分から午後六時まで

○国土交通省告示第九百十六号

成田国際空港株式会社法施行令（平成十六年政令第五十号）第六条第一項の規定に基づき、成田国際空港株式会社法施行令第六条の規定による地方公共団体及び交付金の額の指定に関する告示（平成十六年国土交通省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二条中「第一条」を削る。

別表中「第一条」を削り、「七十五以上　八十未満」を「六十二デシベル以上　六十六デシベル未満」に、「八十以上　八十五未満」を「六十六デシベル以上　七十デシベル未満」に、「八十五以上　九十未満」を「七十デシベル以上　七十三デシベル未満」に、「九十以上　九十五未満」を「七十三デシベル以上　七十六デシベル未満」に、「九十五以上」を「七十六デシベル以上」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

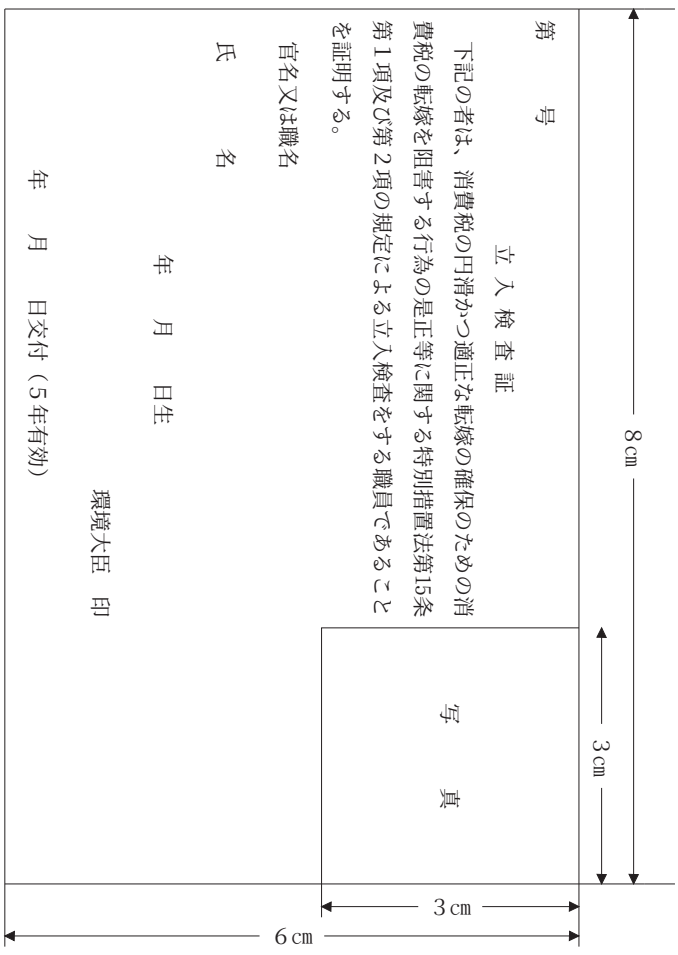
○環境省告示第九十三号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第三項の規定に基づく環境省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

環境大臣　石原　伸晃

（表）



（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第8条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第21条　第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。